

**J R 東日本エネルギー開発株式会社**  
**「(仮称) 馬揚山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書**

電気事業法 46 条の 5 の規定に基づき、平成 29 年 8 月 9 日付けで J R 東日本エネルギー開発株式会社より届出された「(仮称) 馬揚山風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領 1(2)⑤に基づく）は、以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成 29 年 10 月 24 日
- (2) 福島県知事意見 \* 平成 30 年 1 月 25 日
- (3) 環境審査顧問会風力部会（第 21 回） \* 平成 30 年 1 月 29 日（1 回目）
- (4) ①補足説明資料  
②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・風力発電機配置計画、工事用道路計画及び土捨場計画は準備書段階で明らかにし、事業計画は評価書段階に持ち越さないこと。	・準備書段階では事業計画を明らかにするとともに、調査地点の配置について適切に検討する。
・猛禽類の調査地点について、視野図により山肌の確認できる範囲では飛翔軌跡及び高度の取得は可能と考えるが、上空のみに視認範囲が限定される範囲では、飛翔軌跡及び高度の取得精度が低下するほか、飛翔確認例数が少なくなることが懸念される。また、定点間の距離が一律でないことにより定量的な予測に課題が残ることから、必要に応じて地点の見直しを行うこと。	・南側の事業実施区域においては、今後の現地調査において移動定点を配置し、山肌を視認できる地点での調査を実施し、飛翔確認のばらつきに配慮する。

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、福島県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。